よこはま 横浜市消費生活総合センター

くらしの情報 329号

2011（平成23）年9月発行〔隔月発行〕

今月号のもくじ

1P・2P ・万が一の時に備えて我が家の防災計画を!
3P ・消費生活相談コーナー／住宅用火災警報器の設置が6月から義務づけられました／高齢者被害特別相談を実施します!／新情報紙を発行します
4P ・教室・講座等のお知らせ／会議室のご利用時間単位等が変更になります!

万が一の時に備えて我が家の防災計画を!

事前の心構えと準備がポイント！

東日本大震災から半年が経ちました。いつ発生するかわからない自然災害にあっては、いかに身を守り被害を最小限に食い止めるのかが重要なことです。

私たち一人ひとりが、万が一の時に備えて、日頃から家族や地域・近隣等の方と話し合い、連携をとるなかで、事前の準備をしておくことがとても大切なポイントになります。

また、震災への不安をついた、あの手この手の悪質商法にも気をつけて、我が家の防災計画を立て、備えを万全にしましょう。

携帯電話の地震速報の活用を!

気象庁が配信する緊急地震速報や、国・横浜市が配信する緊急速報（災害・避難情報）が、携帯電話に警告音とともに届くものです。携帯電話会社が実施していますが、機種等によって異なりますので、詳しくは携帯電話会社や取扱説明書でご確認ください。使用料は無料です。

また、横浜市では防災情報を携帯電話にEメールで送信するサービスも行っています。消防局危機管理室のホームページでご確認ください。

http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/kikikanri/email.html

家具や家電製品を固定しましょう!

屋内に配置している家具や家電製品は、地震が発生した場合には、動いたり転倒したりして非常に危険です。専用の器具等で固定しておきましょう。

用意しておきたいもの!

貴重品（免許証や保険証のコピーも）、携帯ラジオ（AM・FM）、懐中電灯、予備の電池、救急用品、マッチやライター、ローソク、タオル、雨具、ビニールシート、ビニール袋、軍手、ロープ類、水・非常食（カンパンやレトルト食品等を3日程度）等、家族に見合った物や数量をリュック等に詰め、持ち出しやすい場所に運動靴とともに置いておくと安心です。また、定期的に中身を点検（賞味期限・消費期限を確認）し、必要に応じて入れ替えるようにしましょう。

市販の非常用持出袋を購入する際は、何が入っているか、数量についても確認し、足りないものは買い足しておきましょう。

横浜市消費生活総合センター（以下、「センター」という。）では、平成20年度に非常用持出袋の中身や数量、取扱説明書等について、消費者団体等のみなさんと共同商品テストを実施しました。その結果もご参考にしてください（くらしの情報314号／2009年3月発行号に掲載。ホームページでご覧いただけます）。

http://www.yokohama-consumer.or.jp/life/pdffiles/09_0304.pdf

もし、地震が発生したら！

まず、慌てずに身を守りましょう!

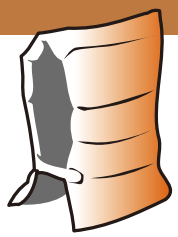

室内にいた場合、慌てて外に飛び出すと建物の外壁や看板などが落下してくる可能性があり危険です。まず、防災ずきんやヘルメット等で頭部を保護し、机やテーブル等の下に入ったりして身を守りましょう。

揺れがおさまったら!

使用中のガス器具、ストーブなどの火を消しましょう。ガスメーターは震度5相当以上の地震で自動的にガスを遮断する機能等が付いたマイコンメーターが設置されています。また、避難する場合は電気のブレーカーを切りましょう。

正確な情報収集と冷静な判断を!

正確な情報を把握することが重要です。東日本大震災の際にも、携帯電話のメールやインターネットの掲示板などに誤った情報が流れ混乱しました。被災・復旧情報などは、テレビ、ラジオ、新聞、行政機関からの正確な情報を入手しましょう。

沿岸部・河川沿いの方は津波に気をつけて!

津波警報が発表されたら、ただちに周辺で一番高い場所に避難してください。第1波よりも2波、3波の方が高くなることがあります。警報が解除されるまでは荷物を取りにもどったり、様子を見に行くのはとても危険です。

災害時の安否確認には災害用伝言サービスの利用を

大震災が発生すると、安否確認の通話が急増することにより、電話回線が混み合い、連絡が取りにくくなります。そこで、電話会社では震度6弱以上の地震が発生すると「災害用伝言サービス」を開始しますので、活用することにより安否確認ができます。携帯電話やPHSからも利用できます。また、携帯電話各社でも同類のサービスを開設します。その他に、ツイッター（インターネット上のコミュニケーションツール）があり140文字まで書き込めます。使用方法等については各社各機種によって異なりますので、取扱説明書等でご確認ください。

災害後の便乗商法にご注意！

阪神淡路大震災後や東日本大震災後には、震災の不安をあおって「今すぐやらないと危険」と強引に勧誘する家屋工事、品不足の時に「もっと無くなる」と脅す食品販売、被災者への支援の善意につけ込んだ架空の仏像の販売、義援金をかたった「被災地支援のために貴金属品を寄付して」という詐欺まがいのものまで、震災に便乗した悪質商法が全国的に多発しました。

センターにも同じような相談の他、「放射性物質を除去するという浄水器をインターネットで購入したが届かない」「インターネットで放射線測定器を購入したが、購入店の対応が不安なので解約したい」といったインターネット上の契約に関するもの、「震災で挙式ができなくなった。結婚式場を解約したい」「大学のサークルの合宿所をキャンセルしたい」といった施設に関するもの、「八百屋とスーパーの野菜で原産地が書かれていないものがあり不安だ」「スーパーで購入した牛肉の産地が書かれているが信用していいか」といった食品の表示に関するもの、「震災でコンサートが中止になったので返金してほしい」「ライブが震災の影響で2回も延期になり返金すると言いながら返金されない」といったイベントに関するもの、「震災で新車が約束どおり納車されない」といったものまで、震災に関連する相談が、発災後から7月末までにセンターに621件寄せられました。

震災の不安に便乗した、悪質商法にはくれぐれもご注意ください。

消費生活相談コーナー

「無料点検のはずが長時間勧誘されて契約させられた屋根工事を解約したい」

市民グループ主催の住宅リフォーム講座に参加したら、講師の建設業者から「通常、約２万円の屋根の点検を、特別に受講者は無料」と言われ依頼した。後日、屋根を点検し写真を撮り、「屋根を修理しないと地震がきたら大変なことになる」と３時間も屋根瓦の補修工事を勧誘され、根負けして契約してしまった。翌日、「解約したい」と連絡したら、「担当者が不在」と言われ対応されない。解約したい。（70代・男性）

対応　住宅リフォーム講座と称して、震災後、家屋の修繕に関心のある人を集め、無料点検と強調し、希望者を募って住所等を聞き出していました。調査した後、このままだと危険だと不安を煽り長時間の勧誘をする新手の手口です。この事例の場合、訪問販売に該当し、特定商取引法の適用を受けます。契約書面を受け取った日から８日以内であればクーリング・オフ（無条件解約）ができるため、その書面の書き方と送り方を助言しました。相談者は担当者の強引さに不安を感じていたので、センターから業者に早期に対応するとともに、相談者へ一切連絡をしないように申し入れたところ、クーリング・オフされ、再勧誘も含めて、二度と相談者に連絡をしないとの確約を取りつけました。

アドバイス　契約書面が渡されていなかった場合には、８日間を過ぎていてもクーリング・オフが可能です。また、工事をする必要がある場合は、複数社から見積書を取り寄せて、比較・検討し慎重に契約しましょう。「おかしいな！」「困った！」と思ったら、センターにご相談ください。

住宅用火災警報器の設置が６月から義務づけられました

近年、住宅の火災で亡くなる方が急増しており、その半数以上が65歳以上の方です。その原因として「逃げ遅れ」の割合が非常に高いことから、消防法が改正され、火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器の設置が義務づけられました（新築住宅は平成18年６月１日から、既存住宅は平成23年６月１日から）。

警報器には煙式と熱式があり、煙式が一般的です。設置場所の警報音が鳴る単独型と、設置されている全ての警報器が鳴る連動型があります。国が定めた基準に適合していることを日本消防検定協会が鑑定し、合格した警報器にはＮＳマークが表示されています。同マークの付いた警報器を目安に設置しましょう。警報器はホームセンター等で販売しています。

〈煙式〉

また、消防署等の公的機関が警報器を訪問販売することはありません。悪質な訪問販売にご注意ください。

〈NSマーク〉

詳しくは消防局ホームページをご覧ください。

http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/juukeiki/

高齢者被害特別相談を実施します！

高齢者を狙った悪質商法が増えています。そこで、被害の未然防止と早期解決を図るため、下記のとおり、ご相談をお受けします。ぜひ、ご利用ください

【日時】９月14日（水）・15日（木）・16日（金）
３日間ともに９：00～18：00
＊正午～13時は電話相談のみ

【相談方法】電話、ＦＡＸ、来所（要予約）

横浜市消費生活総合センター
・相談電話845－6666　ＦＡＸ845－7720
・福祉従事者専用ホットラインＴＥＬ845－5577

新情報紙を発行します

ご愛読をいただいてまいりました、『よこはまくらしの情報』は今月号をもって発行終了となります。10月からは、装いも新たに、暮らしに役立つ消費生活関連情報を掲載し、毎月25日に発行します。

今後ともご支援・ご愛読いただけますようよろしくお願いします。

物価に関するお問合せは
◎県物価ダイヤル消費生活課 045(210)3865
◎総務省統計局 消費者物価指数 http://www.stat.go.jp/data/cpi/sokuhou/tsuki/index-z.htm

❖ 教室・講座等のお知らせ ❖

●消費生活教室

開催日	テーマ	講師	定員
9月28日(水) 13:30～15:30 (受付 13:00) **参加費 無料**	《栄区共催》 **食の安全性と食品添加物** ～さまざまなものにつかわれる理由～	日経BPコンサルティング 開発本部　医療・健康チーム プロデューサー　**中野　栄子**	200名
	【会場】栄公会堂　　【対象】横浜市在住・在勤・在学の方 【交通】JR京浜東北・根岸線「本郷台」駅下車徒歩約９分・バス停「栄警察署前」下車徒歩約1分 【申込方法】事前の申し込みは不要です。直接会場にお越しください。先着順です。		
10月28日(金) 13:30～15:30 (受付 13:00) **参加費 無料**	《鶴見区共催》 **暮らしの中の化学物質と安全性** ～身の回りにある生活用品の健康への影響～	国立医薬品食品衛生研究所 生活衛生化学部　第4室 **鹿庭　正昭**	150名
	【会場】鶴見公会堂（フーガⅠ・６階）　　【対象】横浜市在住・在勤・在学の方 【交通】JR京浜東北線「鶴見」駅西口下車徒歩約１分・京急線「京急鶴見」駅下車徒歩約５分 【申込方法】事前の申し込みは不要です。直接会場にお越しください。先着順です。		

●食品表示･安全講座

	開催日	テーマ	講師	定員
①	**9月22日(木)** 13:30～15:30 (受付 13:00)	**健康と栄養管理** ～かしこいサプリメントの取り入れ方～	神奈川県立保健福祉大学 講師　**五味　郁子**	66名
②	**10月20日(木)** 13:30～15:30 (受付 13:00)	**食品表示の基本の「き」** ～最新の行政動向もふまえて～	消費生活アナリスト **板倉　ゆか子**	66名

【会場】横浜市消費生活総合センター　5階　会議室3　　【対象】横浜市在住･在勤･在学の方
【交通】市営地下鉄･京浜急行線「上大岡」駅下車　徒歩約3分　　【参加費】①･②ともに無料
【申込受付】①先着順受付中　②9月12日(月)9:00～先着順受付
【申込方法】TELまたはFAXで　＊FAXの場合、(1)月日･テーマ、(2)居住区名、(3)お名前、(4)電話番号、(5)FAX番号をご記入の上、下記まで。なお、定員を超えた場合のみ、お断りのご連絡をします。
【問合せ･申込み先】「食品表示･安全講座」担当　TEL:845－5640　　FAX:845－7720

会議室のご利用時間単位等が変更になります!

平成23年10月から、会議室のご利用時間の単位が、１時間単位から３時間単位（土曜日午後のみ４時間単位）に変更になり、あわせて利用料金も変更になります。利用時間や利用料金につきましては、次の表のとおりです。

詳しくは当センターホームページ等でご確認ください。みなさんのご利用をお待ちしています。

●問合せ先「展示・情報資料室」　TEL：845－6604
●ホームページアドレス　http://www.yokohama-consumer.or.jp/cent41.html

【利用時間】

	午前	午後①	午後②
平　日	9：00～12：00	13：00～16：00	16：00～19：00
土曜日	9：00～12：00	13：00～17：00	

【利用料金】　＊上段　会議室1／2、下段　会議室3

	午前	午後①	午後②
平　日	1，000 円 2，000 円	1，000 円 2，000 円	2，000 円 3，000 円
土曜日	1，200 円 2，400 円	2，000 円 3，200 円	

横浜市消費生活総合センターホームページ　http://www.yokohama-consumer.or.jp
センターホームページ／モバイル(携帯)版　http://www.yokohama-consumer.or.jp/i/ind.html
モバイル版ホームページにアクセスできます。⇒⇒⇒

発行　横浜市 消費生活総合センター
平成 23 年 9 月 5 日発行
〒233-0002 横浜市港南区上大岡西１－６－１ゆめおおおかオフィスタワー４階・５階
TEL.045－845－5640　FAX.045－845－7720
作成：財団法人横浜市消費者協会（指定管理者）

G30 のその先へ ヨコハマ3R夢!